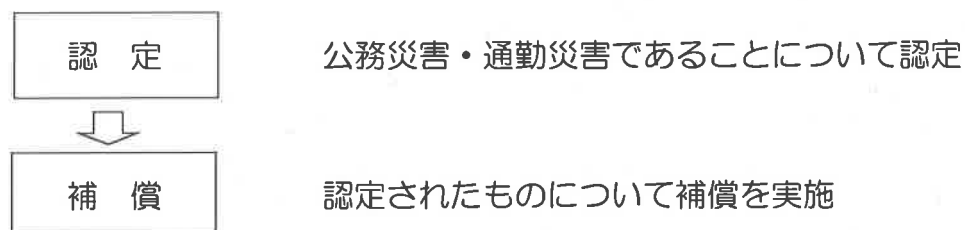


認定の概要

補償の実施にあたっては、発生した災害が公務災害または通勤災害であることについて「認定」を受ける必要があります。公務災害または通勤災害と認定された災害についてのみ「補償」を受けることができます。



地方公務員災害補償基金（以下「基金」という）の行う補償は、いわゆる「請求主義」をとっており、被災職員又はその遺族からの請求があって初めて手続きを開始します。

したがって、災害が発生した場合、被災職員等は地方公務員災害補償基金支部長（以下「支部長」という）に対して、所属及び任命権者を經由して当該災害が公務上の災害又は通勤に該当する災害であることの認定請求を行い、支部長の認定を受けただうえで各種の補償請求を行うこととなります。

事務のながれ

